

令和元年松茂町議会第3回定例会会議録

第1日目（9月6日）

○出席議員

- | | | | | |
|------|---|---|---|---|
| 1 番 | 米 | 田 | 利 | 彦 |
| 2 番 | 村 | 田 | | 茂 |
| 3 番 | 川 | 田 | | 修 |
| 4 番 | 板 | 東 | 絹 | 代 |
| 5 番 | 佐 | 藤 | 禎 | 宏 |
| 6 番 | 森 | 谷 | | 靖 |
| 7 番 | 原 | 田 | 幹 | 夫 |
| 8 番 | 藤 | 枝 | 善 | 則 |
| 9 番 | 佐 | 藤 | 富 | 男 |
| 10 番 | 春 | 藤 | 康 | 雄 |
| 11 番 | 立 | 井 | 武 | 雄 |
| 12 番 | 佐 | 藤 | 道 | 昭 |

○欠席議員

な し

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	吉 田 直 人
副 町 長	森 一 美
教 育 長	丹 羽 敦 子
総務部長	古 川 和 之
産業建設部長	小 坂 宜 弘
特命部長兼危機管理課長	鈴 谷 一 彦
民生部長	原 田 賢
税務課長	石 森 典 彦
総務課長	松 下 師 一
チャレンジ課長	入 口 直 幸
建設課長	吉 崎 英 雄
産業環境課長	谷 本 富美代
上下水道課長	富 士 雅 章
福祉課長	藤 田 弘 美
住民課長	佐 藤 友 美
社会教育課長	尾 野 浩 士
学校教育課長	山 下 真 穂
代表監査委員	日 根 啓 一

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉 田 正 則
議会事務局係長	森 吉 梢

令和元年松茂町議会第3回定例会会議録

令和元年9月6日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 同意第4号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第4 同意第5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 報告第5号 平成30年度健全化判断比率の報告について
- 日程第7 報告第6号 平成30年度資金不足比率の報告について
- 日程第8 報告第7号 町の私債権放棄の報告について
- 日程第9 議案第60号 松茂町土地開発公社の解散について
- 日程第10 議案第61号 松茂児童クラブ施設増築工事請負契約締結について
- 日程第11 議案第62号 松茂町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第63号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第64号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第65号 子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第66号 松茂町幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第67号 平成30年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第17 議案第68号 令和元年度松茂町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第69号 令和元年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第70号 令和元年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第71号 令和元年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第72号 令和元年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第73号 令和元年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第1号）

- 日程第23 議案第74号 令和元年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 認定第1号 平成30年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第25 認定第2号 平成30年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第26 認定第3号 平成30年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第27 認定第4号 平成30年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第28 認定第5号 平成30年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第29 認定第6号 平成30年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第30 認定第7号 平成30年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第31 認定第8号 平成30年度松茂町水道特別会計決算認定
- 日程第32 発議第7号 松茂町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

令和元年松茂町議会第3回定例会会議録

第1日目（9月6日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【吉田正則君】　ただいまから、令和元年松茂町議会第3回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤道昭君】　皆さん、おはようございます。令和元年松茂町議会第3回定例会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今日は久しぶりの青空でございますが、今年の夏もあちこちで大雨だったり台風だったりという異常気象の傾向が強く出ておりました。また、その影響で被害を受けた皆様方には心からお見舞い申し上げます。

異常気象が続いており、これがこのまま続くと、天気予報等でも、例年の夏というのが異常気象になってしまうのではないかと思います。ということで、松茂町もそういうことにも十分に備えていくべきかと感じております。

本日は、議員各位、また、町長はじめ、理事者の皆様方、職員の皆様方にお集まりいただきありがとうございます。議題も山積しておりますが、今定例会が皆様の活発な議論でスムーズに閉会を迎えられますよう、よろしくお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。

○議長【佐藤道昭君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和元年松茂町議会第3回定例会は成立いたしました。

ただいまから令和元年松茂町議会第3回定例会を開会いたします。

○議長【佐藤道昭君】　吉田町長から招集の挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。朝夕少し秋の風が加わるというような形の中であってききましたが、まだまだ残暑厳しいおり、議員の皆様にはご慈愛を賜りまして、本議会のご審議を臨んでいただきたいとそうように思っております。

本日は、松茂町議会第3回定例会の招集をお願い申し上げたところ、議員の皆様には、

公私ともお忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

私の町長の任期でございますが、ちょうど折り返し時点を迎えました。議員の皆様におかれましても、松茂町の発展、特に、これを合い言葉に、今後ともご支援、ご鞭撻をお願いしたいと、この分につきましてよろしくお願い申し上げます。

さて、このたびの定例会に上程をいたします案件につきましては、同意 2 件、諮問 1 件、報告 3 件、議案 15 件、認定 8 件、議会からの発議が 1 件となっております。議員の皆様におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、全案件が可決決定を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】　これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

○議長【佐藤道昭君】　これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでございます。

日程第 1、「会議録署名議員の指名」についてを行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において、5 番佐藤禎宏議員、及び 7 番原田幹夫議員を指名いたします。

○議長【佐藤道昭君】　日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、9 月 6 日から 9 月 18 日までの 13 日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】　異議なしと認めます。

よって、会期は 9 月 6 日から 9 月 18 日までの 13 日間に決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】　続きまして、日程第 3、同意第 4 号「教育委員会教育長の任命

について」を議題といたします。

丹羽教育長はここでご退席願います。

(教育長退席)

○議長【佐藤道昭君】 吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、令和元年第3回定例会に上程をいたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

同意第4号、教育委員会教育長の任命につきましては、教育長として在任中の丹羽敦子氏が、この9月30日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き、丹羽敦子氏を教育委員会教育長に任命したいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、丹羽氏の経歴につきましては、参考資料に添付いたしておりますので、ご覧をいただき、ご同意をよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 ありがとうございます。町長の提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから採決に入ります。

同意第4号「教育委員会教育長の任命について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、同意第4号「教育委員会教育長の任命について」は、原案のとおり可決決定をいたしました。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時07分小休

午前 10 時 08 分再開

○議長【佐藤道昭君】 再開いたします。

続きまして、日程第 4、同意第 5 号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、続きまして、同意第 5 号、教育委員会委員の任命につきましては、教育委員として在任中の井上ツヤ氏が、この 9 月 30 日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き、井上ツヤ氏を教育委員会委員に任命したいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、井上氏の経歴につきましては、参考資料に添付いたしておりますので、ご覧をいただき、ご同意をよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから採決に入ります。

同意第 5 号「教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、同意第 5 号「教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第 5、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につ

き意見を求めることについて」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 引き続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在、人権擁護委員として在任中の武内康文氏、森茂氏、橘宏氏、藤本理世子氏の4人の委員が、令和元年12月31日をもって任期満了となります。

つきましては、後任として豊永明久氏、片岡芳人氏、井筒伸二氏を新たに推薦し、また、藤本理世子氏については引き続き推薦をお願いしたいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、各氏の経歴につきましては、参考資料に添付いたしておりますので、ご覧をいただき、推薦にご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時12分小休

午前10時13分再開

○議長【佐藤道昭君】 小休前に引き続き、再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま配付いたしましたとおり、議長において、諮問第1号の答申の意見として推薦することに異議なしと考えておりますが、このように答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号の答申の意見として推薦することに異議なしとすることに決しました。

○議長【佐藤道昭君】 これから採決に入ります。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第6、報告第5号「平成30年度健全化判断比率の報告について」と日程第7、報告第6号「平成30年度資金不足比率の報告について」の報告2件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 引き続き、提案理由をご説明申し上げます。

報告第5号、平成30年度健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を議会に報告するものであります。

下段に、早期健全化基準として各指標の基準値を表示してございますが、4つの指標のうち1つでも基準値を超えた場合は、早期健全化団体とみなされ、外部監査のほか、財政健全化計画の策定が義務づけられます。

本町の場合は、平成30年度実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定において赤字額がないため、決算において負の値となっております。

実質公債費比率はマイナス3.4%で、前年度のマイナス2.5%と比較しても、さらに低い比率となっております。

将来負担比率につきましても、将来支払わなければならない借入金などの負担金額よりも、その支払いに充当可能な現在の基金残高が大きいため、計算上、負の値となり数値に表れません。

このことから、平成30年度の財政状況は健全なものと判断をいたしております。

次に、報告第6号、平成30年度資金不足比率の報告につきましては、地方公営企業の経営状況を示す指標といたしております地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を議会に報告するものであります。

松茂町の公営企業であります、松茂町水道特別会計、松茂町農業集落排水特別会計及び松茂町公共下水道特別会計につきましては、いずれも資金不足額はありません。

このことから、平成30年度の地方公営企業の経営状況は健全なものと判断されます。
引き続き、健全な経営に努めてまいります。

この後、報告第5号及び報告第6号につきましては、日根代表監査委員から報告がござ
いますので、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

続きまして、議題となっております報告第5号及び報告第6号について、日根代表監査
委員から報告を求めます。

日根代表監査委員。

○代表監査委員【日根啓一君】 それでは、議長の許可がありましたので、報告第5号、
「平成30年度健全化判断比率の報告について」と、報告第6号、「平成30年度資金不
足比率の報告について」を申し上げます。

まず、報告第5号、「平成30年度健全化判断比率の報告について」であります。お
手元に配付してあります議案参考資料の4ページから6ページになっておりますので、4
ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された
平成30年度健全化判断比率並びにその査定の基礎となる事項を記載した書類を審査した
結果、次のとおり意見書をつけて報告いたします。

審査の概要についてであります。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化
判断比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか
を主眼として、議会選出の春藤康雄監査委員とともに、令和元年8月1日に実施いたしま
した。

審査の結果であります。総合意見といたしまして、審査に付された下記表の健全化判
断比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されている
ものと認められます。

次に、個別意見でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、
黒字決算のため、良好でございます。

実質公債費比率につきましては、平成30年度実質公債費比率はマイナス3.4%とな
っております。前年度がマイナス2.5%でありましたので、0.9ポイント良くなってお
ります。早期健全化基準の25.0%と比較しますと、大幅に下回り良好と認められます。

将来負担比率についても良好で、特に意見はございません。よって、良好な数値を維持

することにより、財政は極めて健全な自治体であると認められます。

続きまして、議案参考資料の 7 ページから 8 ページになりますので、7 ページをお開きください。

報告第 6 号、「平成 30 年度資金不足比率の報告について」であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 30 年度資金不足比率並びにその査定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書をつけて報告します。

審査の概要についてであります。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、議会選出の春藤康雄監査委員とともに、令和元年 8 月 1 日に実施しました。

審査の結果につきましては、総合意見としまして、審査に付された下記、資金不足比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

個別意見でございますが、資金不足比率について、水道特別会計、農業集落排水特別会計、公共下水道特別会計、全て資金の不足額がなく、特に意見はなく、良好であります。

是正改善を要する事項については、特に指摘する事項はありません。よって、良好な数値を維持することにより、財政が極めて健全な自治体であると認められます。

以上で報告第 5 号、第 6 号の報告を終わります。よろしくお願いします。

○議長【佐藤道昭君】 これで、報告第 5 号及び報告第 6 号の報告を終わります。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第 8、報告第 7 号「町の私債権放棄の報告について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 引き続きまして提案理由を申し上げます。

報告第 7 号、町の私債権放棄の報告につきましては、松茂町私債権管理条例第 14 条第 1 項の規定により、町の私債権について放棄をいたしましたので、同条第 2 項の規定により議会へ報告するものでございます。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

担当職員の詳細説明を求めます。

山下学校教育課長。

○学校教育課長【山下真穂君】 それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

報告第7号、町の私債権放棄の報告について。松茂町私債権管理条例第14条第1項の規定により、町の私債権について、別紙のとおり放棄をしたので、同条第2項の規定により報告するというものでございます。

これは、町が抱える債権のうち、民法など私法上の事由に基づく私債権について定めた松茂町私債権管理条例第14条第1項の規定により放棄した私債権について、同条第2項及び松茂町私債権管理条例施行規則第8条第3項の規定に基づき、私債権の名称、金額、理由などについて議会に報告するものでございます。

それでは、7ページをご覧ください。

私からは、上段の一般会計について報告いたします。

一般会計で債権放棄を行いましたのは、学校給食費負担金であります。債権の額は1万8,660円、該当者1名。放棄した理由は、居所不明で第5号該当となります。

以上、一般会計に係る私債権放棄のご報告となります。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 富士上下水道課長。

○上下水道課長【富士雅章君】 それでは、議案書の6ページにお戻りください。

報告第7号、町の私債権放棄の報告についてでございます。松茂町私債権管理条例第14条第1項の規定により、町の私債権について、別紙のとおり放棄をしたので、同条第2項の規定により報告するというものでございます。

恐れ入りますが、7ページをお願いします。

別表の債権放棄一覧表でございます。2段目、会計名、水道事業会計。放棄した債権の名称は水道使用料になります。私債権の額は5,797円で、該当者は1名でございます。放棄の理由は、本人死亡で、法定相続人全て相続放棄したためによる第5号の該当者でございます。

以上が水道使用料に係る私債権報告のご報告になります。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 これで報告第7号の報告を終わります。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、日程第 9、議案第 60 号「松茂町土地開発公社の解散について」から、日程第 31、認定第 8 号「平成 30 年度松茂町水道特別会計決算認定」までの議案 15 件と認定 8 件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　　それでは、引き続きまして、提案理由を申し上げます。

議案第 60 号、松茂町土地開発公社の解散につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、公社の解散について議決を求めるものでございます。

松茂町土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与する目的で、昭和 38 年 9 月 25 日に設立されました。

公社は、町と連携を図りながら公共用地の取得を行い、町のまちづくり計画の推進と財政負担を抑制する役割を担ってきました。しかし、近年の社会経済情勢の変化等により、用地の先行取得の必要性、経済性、効率性と町財産の保全の観点から、公社の存在意義を見直し、解散することといたしました。

なお、公社の解散につきましては、本年 6 月 18 日開催の松茂町土地開発公社理事会において、出席者全会一致で解散に同意をいただいているところでございます。

次に、議案第 61 号、松茂児童クラブ施設増築工事請負契約締結につきましては、建設業者 6 社を指名し、去る 8 月 28 日に指名競争入札に付した結果、同工事を 6,771 万 6 千円で株式会社多田組と契約いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 62 号、松茂町印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、旧氏で印鑑登録、及び印鑑登録証明書の旧氏併記を可能とするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 63 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、災害弔慰金の支給に関する法律等の改正により、災害援護資金の貸し付けを受けた者が償還金を支払うことが困難となった場合の償還免除の規定が緩和されたことによる、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 64 号、松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す

る基準を定める条例の一部を改正する条例、及び議案第65号、子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本年10月から開始される幼児教育・保育の無償化に当たり、子ども・子育て支援法及び関係内閣府令が改正されたことに伴う、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第66号、松茂町幼稚園設置条例の一部を改正する条例につきましては、本年10月から開始される幼児教育の無償化に当たり、子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第67号、平成30年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分につきましては、平成30年度水道事業における未処分利益剰余金のうち、減債積立金として1千万円、建設改良積立金として3千万円の計4千万円を積み立てましたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第68号、令和元年松茂町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,262万2千円を追加し、補正後の予算の総額を63億1,659万4千円とするものであります。

この補正予算では、歳入におきまして、平成30年度特別会計繰越金返納金1,660万円、子ども・子育て支援臨時交付金1,083万円などを増額補正し、知事選挙及び県議会議員選挙委託金40万円を減額補正するものであります。

続きまして、歳出におきましては、4月の人事異動による人件費の補正をするとともに、総合会館非常用発電機更新工事2,500万円などを増額補正し、公有財産購入費の執行残285万2千円などを減額補正するものであります。

次に、議案第69号、令和元年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,497万3千円を追加し、補正後の予算の総額を10億7,933万7千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金として3,381万1千円などを増額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、介護給付費国庫負担金返還金1,231万9千円、一般会計繰入金返還金1,259万7千円等を増額補正するものであります。

次に、議案第70号、令和元年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ283万6千円を追加し、補正後の予算の総額を1億8,913万7千円とするものであります。

歳入といたしましては、前年度繰越金 2 8 3 万 6 千円を増額補正するものであります。

歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金 1 5 2 万 4 千円、諸支出金として平成 3 0 年度事業の精算により、一般会計繰入金返還金 1 3 1 万 2 千円を増額補正するものであります。

次に、議案第 7 1 号、令和元年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 6 1 万 3 千円を追加し、補正後の予算の総額を 1, 4 4 6 万円とするものであります。

歳入といたしましては、前年度繰越金として 2 6 1 万 3 千円を増額補正するものであります。

歳出といたしましては、予備費として歳入同額を増額補正するものであります。

次に、議案第 7 2 号、令和元年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8 7 万円を追加し、補正後の予算の総額を 1 億 1, 7 4 8 万 3 千円とするものであります。

歳入といたしましては、前年度繰越金 8 7 万円を増額補正するものであります。

歳出といたしましては、一般会計繰入金返還金として、歳入同額を増額補正するものであります。

次に、議案第 7 3 号、令和元年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 8 2 万 2 千円を追加し、補正後の予算の総額を 5 億 1, 5 1 8 万 4 千円とするものであります。

歳入といたしましては、前年度繰越金 1 8 2 万 2 千円を増額補正するものであります。

歳出といたしましては、一般会計繰入金返還金として歳入同額を増額補正するものであります。

次に、議案第 7 4 号、令和元年度松茂町水道特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、水道事業費用の職員手当を 5 0 万円、また、資本的支出の建設改良費の委託料として 1 9 8 万円を増額補正するものであります。

これは、令和 2 年度に予定している県営地盤沈下対策事業に伴う配水管布設替設計委託料を増額するものであります。

引き続き、認定をお願いする平成 3 0 年度決算につきまして説明を申し上げます。

まず、認定第 1 号、平成 3 0 年度松茂町一般会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が 5 7 億 7, 7 1 8 万 1, 9 1 2 円で、歳出の総額が 5 6 億 3, 7 1 9

万7,303円となっており、歳入歳出差し引き1億3,998万4,609円を令和元年度に繰り越いたしました。

このうち、繰越明許費として761万2千円を令和元年度に特定財源として繰り越し、その結果、実質収支は1億3,237万2,609円となっております。

次に、認定第2号、平成30年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が16億790万6,917円で、歳出の総額が15億8,683万2,498円となっており、歳入歳出差し引き2,107万4,419円を令和元年度に繰り越いたしました。

次に、認定第3号、平成30年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が10億9,942万4,354円で、歳出の総額が10億4,302万5,675円となっており、歳入歳出差し引きが5,639万8,679円を令和元年度に繰り越いたしました。

次に、認定第4号、平成30年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が1億6,993万1,141円で、歳出の総額が1億6,709万3,150円となっており、歳入歳出差し引き283万7,991円を令和元年度に繰り越いたしました。

次に、認定第5号、平成30年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が1,457万8,316円で、歳出の総額が1,167万7,630円となっており、歳入歳出差し引き290万686円を令和元年度に繰り越いたしました。

次に、認定第6号、平成30年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が1億1,107万2,838円で、歳出の総額が1億1,020万2,553円となっており、歳入歳出差し引き87万285円を令和元年度に繰り越いたしました。

次に、認定第7号、平成30年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が6億3,438万6,654円で、歳出の総額が6億3,256万4,058円となっており、歳入歳出差し引き182万2,596円を令和元年度に繰り越いたしました。

最後に、認定第8号、平成30年度松茂町水道特別会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

決算の概要について、収益的収支における水道事業収益は4億1,248万48円に対し、水道事業費用は3億6,762万3,107円で、消費税を考慮した結果、4,485万6,941円の純利益を見ました。

次に、資本的収支につきましては、収入額2,232万2,206円に対し、支出額1億2,466万7,909円で、収支不足額1億234万5,703円につきましては、主に過年度損益勘定留保資金をもって補填いたしました。

以上が決算の概要でございますが、今後も、水道事業運営につきましては、安全で安定した水の供給を図るため、健全な運営に努めてまいります。

これら8件の歳入歳出決算につきまして、去る7月25日から8月1日までのうち、6日間にわたりまして松茂町監査委員の決算審査を受け、ご承認を賜っておりますので、あわせてご報告を申し上げます。

以上が、議案15件及び認定8件の提案理由であります。ご審議の上、可決決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、認定第1号から認定第8号までについて、日根代表監査委員から監査結果の報告を求めます。

日根代表監査委員。

○代表監査委員【日根啓一君】 議長の許可がありましたので、認定第1号、「平成30年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定」から、認定第8号、「平成30年度松茂町水道特別会計決算認定」までの審査について報告いたします。

お手元に配付してある議案参考資料の16ページから17ページをご覧ください。

平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書審査意見書について、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成30年度の各会計決算を審査した結果、次のとおり意見書をつけて報告します。

審査に付された決算は、平成30年度松茂町一般会計歳入歳出決算、平成30年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成30年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算、平成30年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算、平成30年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算、平成30年度松茂町水道特別会計

決算、以上の決算書について審査をいたしました。

審査の期間については、令和元年7月25日から8月1日までの6日間、実施しました。

審査の方法につきましては、平成30年度歳入歳出決算書及び関係書類、証拠書類等を、議会選出春藤康雄監査委員とともに照査するとともに、審査の過程に応じて担当職員の補足説明を求め、予算の執行状況、会計経理事務の適否等を精査の上、収支計数の正確性について審査を行いました。

審査の結果につきましては、諸規定に準拠し、当年度における決算は適正なものと認めます。

ただし、次の諸点について、一層の努力を望みます。

まず、一般会計の状況については、歳入について、前年度より約6億2,600万円、9.8ポイントの減、歳出は約6億2,500万円、10.0ポイントの減となっております。前年度と比較して減額の理由は、積立金の大幅な減があげられます。平成29年度におきまして、基金の新設、廃止など、基金の見直しに伴う一時的な積立金の増加があったためであります。各年度において、国庫補助事業等により増減はありますが、平成30年度においては、歳入の減少が歳出の減少を0.2ポイント上回っております。実質収支額は1億3,998万4,609円、これは、繰越明許費を引いていません。この数字は引いていませんので、実質収支額の表と合わないと思いますが。繰越明許費を引かない761万2,000円ありましたので、それを足してみると実質収支額は1億3,998万4,600円となっております。前年度が1億3,847万9,613円と対前年比微増となっております。

厳しい財政事情の中、今後とも積極的な自主財源の確保に努め、限られた財源を効率的に活用し、大きな効果が上げられますよう、各事業を展開していただきたいと思います。

町税については約5,900万円の減収となっておりますが、これは、3年に一度の固定資産税の評価替えが主な要因であります。徴収率は98.4%、前年度98.5%と県下ではトップクラスの高い徴収率が維持できております。経済情勢が厳しい中、徴収が難しい状況ではありますが、昨年7月から徴収事務に豊富な知識と経験を持つ元税務職員を雇い、積極的に滞納整理を実施するなど、徴収率の向上対策が認められます。今後とも、公平性と歳入確保のために、なお一層の努力を期待しております。

財政の弾力性及び硬直性を判断する経常収支比率は74.9%と前年度より2.9ポイント下がっております。通常75%程度に収まることが望ましいと考えられており、80%

を超えると硬直化しているということになります。本町の場合、望ましい数字となっておりますが、依然として厳しい財政運営になるので、経常支出を抑制し、引き続き財政の健全化に一層努力してください。

次に、国民健康保険特別会計の保険税収入未済額は、7,694万3,743円で前年度より5.4ポイント、金額にして438万3,031円の減少となっておりますが、収入未済額のうち滞納繰越分の占める割合は80.9%となっております。今後、厳正・的確な滞納整理により、滞納繰越分の圧縮を図るよう、一層の努力を求めます。また、ふえ続ける医療費の抑制を図るため、健康増進事業の推進等に努めていただきたい。

次に、介護保険特別会計の保険料の収納状況については、96.7%と高水準を維持しております。引き続き徴収率向上のため、介護保険制度の内容を十分に説明し、分納等を進めるなど、負担の公平を図れるよう努力していただきたい。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、保険料の収納状況については、98.4%と高水準を維持しています。高齢化社会がますます進むことが予想されますので、高齢者の健康維持活動に努め、医療費の抑制を望みます。

次に、長原渡船運行特別会計の状況については、良好な運営ができており、引き続き渡船の安全運行に努めてください。

次に、農業集落排水と公共下水道特別会計については、将来にわたり公債費の償還が続く、一般会計からの繰出金が継続されることとなります。本町の財政環境に非常に大きなウェートを占めていることになるので、啓発、広報の取り組みにより、一層の接続促進を図り、使用料収入を確保し、長期的な継続事業として効果の高い計画的な事業の遂行を望みます。

最後に、水道特別会計の状況については、健全な経営ができており、水道料金の収納率も良好であることが認められます。町民の日常生活に不可欠な清浄な水の安定供給を目指し、施設の適切な維持管理に最大努力の上、有収率の向上を望みます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 ありがとうございました。

ただいまの議題のうち、議案第61号「松茂児童クラブ施設増築工事請負契約締結について」は、本日定例会終了後開催予定の全員協議会で詳細説明及び質疑、応答を行ったうえで、9月9日再開予定の本会議で詳細説明を求め、質疑、討論を行い、採決いたします。

それ以外の議案14件につきましては、9月9日再開予定の本会議において総括的な質

疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思っております。

また、認定8件につきましては、9月11日に開催予定の予算決算特別委員会に付託したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、日程第32、発議第7号「松茂町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

この発議は、去る8月29日開催の議会運営委員会において、議会運営委員長ほか5名の賛成者から発議としてご決定をいただき、このように提出されております。

藤枝議会運営委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

藤枝議員。

○議会運営委員長【藤枝善則君】　　ただいま、議長の許可をいただきましたので、発議第7号、「松茂町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

この発議は、ただいま議長からお話がありましたように、議会運営委員会委員の賛同をいただいて、地方自治法第112条の規定により提出するものであります。

内容といたしましては、第2条第4項の後に4つの項目を加えるもので、第5項では、議長、副議長又は議員が長期にわたり議員活動ができないときは、次の各号に掲げる区分に応じ、議員報酬を翌月から減額する。ただし、議員活動ができない期間が1年6カ月を超える場合は、報酬を翌月から支給しないというものであります。

第5項第1号では、議員活動ができない期間が180日を超え365日以下である場合、当該期間の報酬月額に100分の30を乗じて得た額を減じた額といたします。

同項第2号では、議員活動ができない期間が365日を超える場合、当該期間の報酬月額に100分の50を乗じて得た額を減じた額といたします。

第6項では、前項の「議員活動ができない期間」とは、欠席の届け出を行った日から、その後最初に出席する日までの期間をいう、というものです。

第7項では、第5項の規定により報酬を減額又は支給しないこととされた者が町議会の会議又は委員会に出席したときは、翌月から通常の報酬を支給するというものです。

第8項は、公務上の災害、結核性疾患その他これらに類するものとして議長が認める理由による欠席については、前3項の規定は適用しないというものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、発議第7号の提案理由説明とさせていただきます。各議員におかれましては、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

ただいまの発議第7号につきましては、9月18日再開予定の本会議で審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、発議第7号については、9月18日再開予定の本会議で審議することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

あす9月7日及び9月8日の2日間は議案調査のため休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、あす9月7日及び9月8日の2日目は休会と決定いたしました。

次回は、9月9日、午前10時から再開いたします。

本日は、これで散会といたします。どうもありがとうございました。

午前11時05分散会